

## 第9章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

### 【緊急時施策】

#### 1. 基本的事項

##### [①現状及び課題]

- 新型コロナの対応において、国と地方公共団体の間における役割分担や権限関係が不明確かつ不十分であったことに加え、国と地方公共団体の間における情報共有の遅れによる混乱や負担等が生じて、対策が円滑に実施されないことがありました。
- 県、保健所設置市である本市及び一般市町村等の地方公共団体相互間における役割分担や権限関係が不明確かつ不十分であったことにより、対策が円滑に実施されないことがありました。
- 県、保健所設置市である本市及び一般市町村等の地方公共団体相互間における迅速な情報共有が難しく、調整や連携に苦慮する事例がありました。

##### [②基本的な考え方]

- 新興感染症発生の初期段階から、早急に検査体制及び医療提供体制等を立ち上げ、また感染症の特性等に応じて機動的に対応できる体制を構築します。
- 感染拡大の状況に応じて、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間等の連携を図ります。

#### 2. 今後の施策

##### (1) 緊急時における国と地方公共団体間の連絡体制

- 本市は、感染症法に規定する国への報告等を確実に行うとともに、感染症への対応について緊急と認める場合には、国及び県との緊密な連携を図ります。
- 国からの感染症の患者の発生状況や医学的な知見等の情報提供を踏まえ、本市は、本市における患者の発生状況等について、できるだけ詳細な情報を国及び県に提供します。
- 検疫所において、一類感染症の感染症の患者等を発見した場合には、当該者等に対し検疫法に規定する措置をとるほか、県及び保健所設置市に幅広く情報提供を行うとともに、県及び保健所設置市と連携し、同行

者等の追跡調査その他必要と認める措置を行うものとします。

(2) 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

- 関係する地方公共団体においては、緊密な連絡をとりあい、感染症の発生状況及び緊急性等を勘案し必要に応じ、相互に応援職員、専門家の派遣等を行います。
- 本市保健所は、消防局に対して、感染症に関する各種情報を適切に提供します。
- 県は関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、県と本市との緊急時における連絡体制を整備します。
- 県は、複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要する場合、県内の統一的な対応方針を提示するなど、関係市町村間の連絡調整を行う等の指導的役割を果たします。

(3) 緊急時における医療関係団体等との連携

- 本市は、県や医療関係団体等と緊密な連携を図ります。

[参考]

- |                              |
|------------------------------|
| ○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目 |
|------------------------------|

第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

- |                           |
|---------------------------|
| ○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」 |
|---------------------------|

(1)～(6) 全ての目標項目